

仕 様 書

この業務は、広島市保育園等（以下「保育園等」という。）から排出される事業系一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）を収集し、指定する処理場へ運搬するものである。

- 1 収集する保育園等は別紙実施施設一覧のとおりとする。
- 2 収集廃棄物、収集日は次のとおりとし、ごみは必ず区分ごとに分別して収集する。
 保育園閉園日（日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月30日から1月4日まで、その他災害・感染症の発生など非常のとき）には実施しない。

区分	収集廃棄物	予定数量（注）	収集日等
可燃ごみ 【指定袋】	生ごみ、再生できない紙くず、使用済み紙オムツ等	133.3 t	週3回 予定収集回数 152回 ※4月第1週、5月第2週、3月第5週は週2回、9月第4週、12月第5週は週1回とする。
不燃ごみ 【指定袋】	傘や文具などプラスチックと金属の複合品などでプラスチックごみ以外のもの（小型家電を除く）	9.1 t	
プラスチックごみ 【指定袋】	包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器等	8.4 t	
資源ごみ	紙類	23.9 t	
	布類		
	金属類		
	ガラス類		
	ペットボトル類		
	発泡スチロール類		

（注）廃棄物の種類ごとの予定数量は、令和7年の排出量を基に増減を見込んで算出したものであり、実際の排出量とは異なる。

- 3 可燃ごみ、不燃ごみ及びプラスチックごみは広島市の処理施設へ搬入することとし、資源ごみについては確実に資源化する能力を有する処理場へ搬入すること。
- 4 収集時間は午前8時30分から午後5時までの間とする。
- 5 業務の実施に当たっては、収集日を各保育園等と協議し、詳細なカレンダー形式の収集計画表を作成の上で、各保育園等及び幼保企画課へ提出すること。
 収集は可能な限り隔日とし、3日連続で収集をしないこと。
 必要に応じて園長から収集計画の変更を求められた場合は、速やかに対応すること。
 また、計画表記載の収集予定日以外の収集については、幼保企画課と協議すること。
- 6 各月の業務完了後は、委託業務実施報告書（別紙1）及び園長の確認印を受けた完了届（別紙2）を、翌月の10日（3月分については、3月31日）までに提出すること。
- 7 その他
 - （1）収集運搬に際し、近隣、民家、通行人等に迷惑を及ぼさないように注意し、また廃棄物が飛散・流失しないようにすること。
 - （2）この仕様書に定めがないことについては、必要に応じて発注者及び受注者にて協議のうえ決定することとし、関係法令等にしたがって誠実に業務を履行すること。

年 月 日

広島市長様

所在地

名称

代表者

委託業務実施報告書

下記業務について別紙のとおり実施したので、広島市委託契約約款第12条の規定に基づき委託業務実施報告書を提出します。

記

1 業務名

保育園等（東区・安芸区）の一般廃棄物収集処理業務

2 履行場所

福木保育園（広島市東区馬木九丁目1-1）ほか14園

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

※広島市使用欄

提出者本人確認等済

（提出者：

連絡先

広島市確認者：

）

完了届

年 月 日

広島市長様

所在地
会社名
代表者名

次の業務を完了しました。

業務名 保育園等（東区・安芸区）の一般廃棄物収集処理業務

実施月 月分

施設名 保育園
認定こども園

履行日	確認印	履行日	確認印	履行日	確認印	履行日	確認印
日		日		日		日	
日		日		日		日	
日		日		日		日	
日		日		日		日	

収集数量 (単位：k g)	可燃	不燃	プラスチック	資源
	k g	k g	k g	k g